



業務管理体制整備確認検査

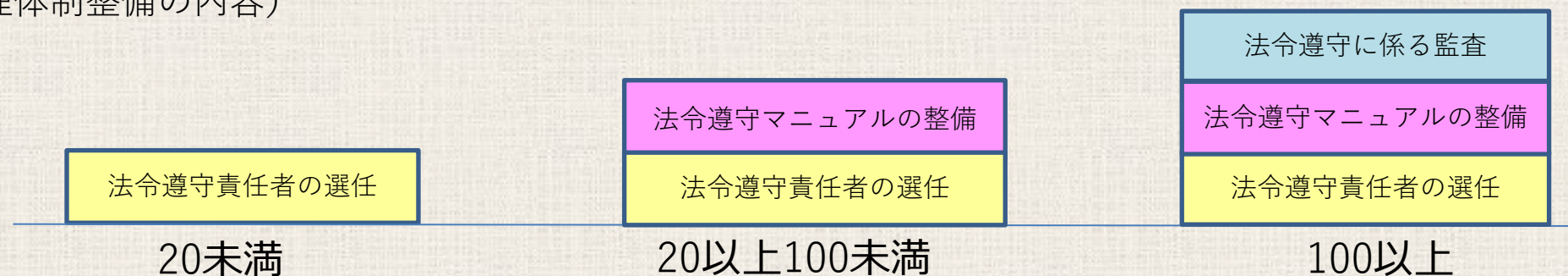
1 介護サービス事業者における業務管理体制の整備

介護サービス事業者は、介護保険法に規定する法令遵守義務の履行の確保のため、業務管理体制を整備することが義務付けられています。

（介護保険法第115条の32）

また、整備が必要な内容は事業者の規模により定められ、事業展開地域に応じて行政機関に届出する必要があります。

（業務管理体制整備の内容）



指定又は許可を受けている業所数（次ページ※1）

区分	届出先
①指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
②指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者（※2）	中核市の長
⑤地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村にのみ所在する事業者	市町村長
⑥上記①～⑤以外の事業者	都道府県知事

（※1）事業所数に介護予防事業所は含みますが、みなし事業所や総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は含みません。

★みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ）となり、健康保険法による指定を受けている場合は、介護保険法による指定を受けているとみなされている事業所のことを指します。

（※2）指定事業所に介護医療院を含む場合の事業者は除きます。（届出先は、都道府県知事となります。）

（参考１）介護保険法 第九節 業務管理体制の整備等第115条の32

介護保険法（業務管理体制の整備等）

第115条の32

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）は、第74条第6項、第78条の4第8項、第81条第6項、第88条第6項、第97条第7項、第111条第7項、第115条の4第6項、第115条の14第8項又は第115条の24第6項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

各条文は次ページのとおり

（参考 2）介護保険法 第九節 業務管理体制の整備等第115条の32に係る該当条文

介護保険法

第 7 4 条第 6 項

指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第 7 8 条の 4 第 8 項

指定地域密着型サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第 8 1 条第 6 項

指定居宅介護支援事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第 8 8 条第 6 項

指定介護老人福祉施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第 9 7 条第 7 項

介護老人保健施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第 1 1 1 条第 7 項

介護医療院の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第 1 1 5 条の 4 第 6 項

指定介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第 1 1 5 条の 1 4 第 8 項

指定地域密着型介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第 1 1 5 条の 2 4 第 6 項

指定介護予防支援事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 業務管理体制の監督体制等

届出に関する連携（法第115条の3第5項）

【国】

指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者

【指定都市】

指定事業所又は施設が同一指定都市の区域に所在する事業者

【中核市】

指定事業所又は施設が同一中核市の区域に所在する事業者

【市町村】

地域密着型サービスのみを行う事業者で指定事業所が同一市町村内に所在する事業者

【都道府県】

同一都道府県内に指定事業所又は施設が所在する事業者及び事業所が2以上の都道府県に所在する事業者で、当該都道府県に法人本部が所在する事業者（3以上の地方厚生局管轄区域に事業所が所在する事業者を除く）

事務に関する報告、助言・勧告
（法第197条3項）

事務に関する報告、助言・勧告（法第197条第2項）

業務管理体制の監督権者

・業務管理体制の整備に関する届出
（法第115条の32第2項）

介護サービス事業所

地域密着型サービス事業所

介護保険施設

居宅サービス事業所

・報告、質問、立入検査の実施
（法第115条の33）
・勧告、命令等
（法第115条の34）

・指定事業所等の監査情報の提供
・報告等の権限行使の際の連携
（法第115条の33第2項）
・指定等権者からの報告等実施の要請等
（法第115条の33第3項等）

・指定事業所等の指導監査の実施等
（法第23条・24条）、（法第76条第1項等）

事業所等の指定等権者

【指定都市・中核市】
【市町村】
【都道府県】

・地域密着型サービス事業所
・居宅介護支援事業所

・居宅サービス事業所
・介護予防支援事業所
・介護保険施設

3 業務管理体制整備等の監督方法

一般検査

面談方式等による
検査の実施

※情報セキュリティ確保を前提としたオンライン会議システムの活用や対面方式に限らず書面の記載内容の確認を行う書面方式による検査とすることも差し支えない。

改善指導

改善が見込まれる場合

改善報告書の提出

改善が見込めない場合

事業者等への
立入検査等

特別検査の
手順と同様

特別検査（指定サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合）

監査において
指定取消処分
相当事案が発覚

事業者等
への立入
検査等

改善報告書
の提出

改善勧告

期限内に勧告に従わなければ、
その旨を「公表」できる

正当な理由がなく勧告に係る
措置をとらなかったとき公表

弁明の機会
の付与

改善報告書
の提出

改善命令

告示

命令
違反

立入検査の結果通知

組織的関与が認められる

組織的関与が認められない

指定取消効力発生日

指定事業所の指定更新拒否

他の事業所は
指定・更新

4 大阪市における確認方法について

1、大阪市の取扱い

大阪市では、介護サービス事業者における業務管理体制の整備及び運用状況を確認するため、本市が指定した全ての介護サービス事業者を対象とし、定期的（概ね6年に1回）（次の表のとおり）に業務管理体制の整備及び運用状況の報告を求めています。

年度	対象区（法人所在地）
令和7年度	天王寺区、福島区、旭区、中央区、住之江区、港区
令和8年度	東成区、西淀川区、北区、浪速区、城東区
令和9年度	西成区、東淀川区、大正区
令和10年度	平野区、此花区、生野区
令和11年度	淀川区、住吉区、東住吉区
令和12年度	阿倍野区、鶴見区、都島区、西区、大阪市以外

2、実施方法

書面により一般検査を実施（場合によっては、書面の追加や対面方式による検査に変更となる場合もあります。）

※書面による改善を求める場合、改善が確認できない場合は立入検査を実施します。

3、実施時期

毎年度8月初旬までに上記1の表に沿って、対象の法人へ郵送にて報告依頼を行います。書面を受け取った法人は、法人が運営している事業所ごとに自主点検シートを作成し、同年8月末日（末日が土・日の場合は翌開庁日）までに「郵送」、「FAX」、「メール」のいずれかの方法で提出してください。

※「自主点検シート」や詳細については、大阪市ホームページをご確認ください。

大阪市ホームページ URL <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000308354.html>

5 その他（介護サービス事業者の業務管理体制に関する関係通知等）

- 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律等の施行について
（平成21年3月30日）
- 介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（通知）
（令和6年4月4日）
- 「介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領の送付について」の一部改正について
（令和6年4月5日）
- 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する規則（参考例）について
（令和6年3月28日）
- 押印を求める手続きの見直し等のための「介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）の送付について」等の一部改正について
（令和2年12月25日）
- 老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布について
（令和3年2月26日）